高齢者あんしんネットワーク会議
「消費者被害対策専門部会」

２５年８月
第６３号

ネットワーク通信

『新聞の訪問販売トラブル…長期契約に気をつけて！』

両親が老人ホームに入居することになり、新聞を解約しようと販売店に連絡した。すると、「解約するのなら、購読期間が残り６年半あるので、契約時に渡した景品代を返してほしい」と言われた。長年同じ新聞を購読してきて、３年前に５年間の契約をして、景品としてテレビをもらい、さらに、１年半前にその後４年間の契約をして、約５万円分のビールをもらったらしい。やむを得ない事情による解約なのに、解約に10万円近くのお金がかかるのは納得できない。高齢の両親が高額な景品代を返すのは困難だ。どうしたらよいか。（契約者：80歳代　男性）

【ひとこと助言】

☆新聞の訪問販売の相談が後を絶たず、高齢者に対する長期契約の相談が目立ちます。

☆長期契約では、介護･入院等の理由で購読を継続できなくなる場合がありますが、解約を申し出たとき、**景品の代金や違約金を請求されるケース**があるので、先の見通せる範囲で契約するようにしましょう。

☆契約期間の定めがある契約は、消費者の都合で一方的に解約できないので、契約をする前に購読できるか慎重に考え、必要なければきっぱりと断ることが大切です。

☆高額な景品はトラブルの元になりやすいため、受け取らないようにしましょう。

☆困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

「こんな電話がかかってきた」「不審な請求を受けた」など　ご相談は　　電話番号

役場 保健福祉課 社会福祉係　　２－１２１２

社会福祉協議会　まで　　２－３７３２